

# 富士宮市農業振興地域整備計画変更案

## 農用地利用計画の変更

富士宮市農業振興地域整備計画書の別記(1)アの別冊調書に掲げる農用地区域を、下表のとおり変更する。

地区	区域	変更する土地
D	2	次の土地を除外する。 富士宮市栗倉字上見 478 番 1 の内 221 m <sup>2</sup>
F	1	次の土地を除外する。 富士宮市安居山字御見給 68 番 1 368 m <sup>2</sup> 富士宮市安居山字御見給 68 番 2 118 m <sup>2</sup>
A	2	次の土地用途区分を、畑から農業用施設用地に変更する。 富士宮市根原字宝山 97 番 1 の内 13,428 m <sup>2</sup> 富士宮市根原字宝山 97 番 4 287 m <sup>2</sup>
A	5	次の土地用途区分を、畑から農業用施設用地に変更する。 富士宮市上井出字乗越 2756 番 1 の内 20,440 m <sup>2</sup>

富士宮市農業振興地域整備計画変更理由書

令和 8 年 5 月 7 日  
富士宮市

1. 農業振興地域整備計画の変更理由

農業振興地域の区域の変更により必要が生じたため、法第 13 条第 1 項に基づき農業振興地域整備計画を変更する。

【具体的な理由】

分家住宅建築、駐車場造成、豚舎建設、畜舎等建設

2. 農用地利用計画の変更理由

整理 番号	地区 記号 区域 番号	土地の所在地		変更区 分 (除 外・編 入・用途 変更)	変更理由	法令根拠
		大字・字	地番			
1	D-2	栗倉字上見	478 番 1 の内	除外	分家住宅建築のため 農用地区域から除外	法第 13 条第 2 項
2	F-1	安居山字 御見給	68 番 1 68 番 2	除外 除外	駐車場造成のため 農用地区域から除外	法第 13 条第 2 項
3	A-2	根原字宝山	97 番 1 の内 97 番 4	用途変更 用途変更	豚舎建設のため 農地から農業用施設用地 に用途変更	法第 13 条第 4 項
4	A-5	上井出字 乗越	2756 番 1 の 内	用途変更	畜舎等建設のため 農地から農業用施設用地 に用途変更	法第 13 条第 4 項